



雇児総発0331第9号  
雇児母発0331第2号  
平成29年3月31日

都道府県  
指定都市  
各中核市  
保健所設置市  
特別区  
児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長  
（公印省略）  
母子保健課長  
（公印省略）

「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の一部改正について

子ども虐待防止対策の推進については、平素より格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年度の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）により市町村は、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行わなければならないことが明確化された。

さらに、平成29年4月1日から、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（母子保健法（昭和40年法律第141号）においては「母子健康包括支援センター」という。）及び市町村を中心とした在宅支援の強化を図るため、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置が努力義務とされた。

このため、「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」による支援の留意点等を整理し、情報提供が円滑に進むよう、「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成28年12月16日雇児総発1216第2号・雇児母発1216第2号本職通知）の一部を改正することとしたので、通知する。

については、改正内容を御了知の上、管内の関係機関・関係団体等に周知いただくとともに、引き続き、保健・医療・福祉・教育等の円滑な連携の推進に努められるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基

づく技術的な助言である。

## 「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の一部改正について 概要

### 1. 趣旨

平成 29 年 4 月 1 日から、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）においては「母子健康包括支援センター」という。）及び市町村を中心とした在宅支援の強化を図るため、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置が努力義務とされた。これに伴い「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成 29 年 12 月 16 日）雇児総発 1216 第 2 号及び雇児母発 1216 第 2 号を改正する。

### 2. 改正内容

- ・市町村母子保健担当を市町村母子保健所管部局に変更。
- ・市町村の留意事項に子育て世代包括支援センター及び市町村子ども家庭総合支援拠点を追加。
- ・助産所をその他児童または妊産婦の医療、福祉または教育に関する機関から、別途記載。

### 3. 適用日

平成 29 年 4 月 1 日